

平成31年度後期高齢者医療保険料の軽減措置を見直しました

1 所得の低い方の軽減

○均等割額の軽減

同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額が基準額以下の場合、均等割額が軽減されます。

総所得金額等（被保険者全員＋世帯主）が 次の基準額以下の世帯		軽減割合 (軽減後均等割額：年額)	
基礎控除額 (33万円)		8.5割(注1)	(7,328円)
	うち、世帯内の被保険者全員の所得（公的年金等控除額は80万円として計算）が0円	8割(注1)、(注2)	(9,771円)
基礎控除額(33万円)＋ <u>28万円</u> (注3)×被保険者数		5割	(24,427円)
基礎控除額(33万円)＋ <u>51万円</u> (注3)×被保険者数		2割	(39,084円)

※ 65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定されます。

(注1) 本来は7割軽減ですが、特例措置により8.5割又は8割軽減となります。

(注2) 平成30年度は9割軽減でしたが、制度の見直しにより平成31年度は8割軽減となりました。

(注3) 平成31年度より5割及び2割軽減の対象が拡大されました。

- ・5割軽減の基準

被保険者数に乗ずる金額が27.5万円から28万円に変更となりました。

- ・2割軽減の基準

被保険者数に乗ずる金額が50万円から51万円に変更となりました。

2 被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった方は、所得割額がかからず、均等割額は軽減特例措置により、平成30年度は5割軽減となり、保険料額（年額）は24,427円でしたが、制度の見直しにより平成31年度以降は制度本来の軽減（後期高齢者医療制度の被保険者となってから2年間は5割軽減）となりました。該当される方は、お住まいの市（区）町の担当窓口にお申し出ください。

なお、国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた方は対象となりません。

※被扶養者であった方でも、世帯の所得が低い方の軽減を受けることができます。ただし、両方受けることができる場合は、軽減割合の高い方が適用されます。